

事務局及び各公共施設配布用

議員定数に関する意見を伺います



平成30年7月23日

生駒市議会

意見募集（パブリックコメント）の経緯と位置付け



今回の意見募集は議員定数削減の条例改正議案の審査に向けて、市民の意見を伺うことを目的に実施するものです。

▽市民からの直接請求を踏まえて、市長から議員定数削減の条例改正に係る議案が提出される

▽議案審査のため議員定数に関する特別委員会の設置

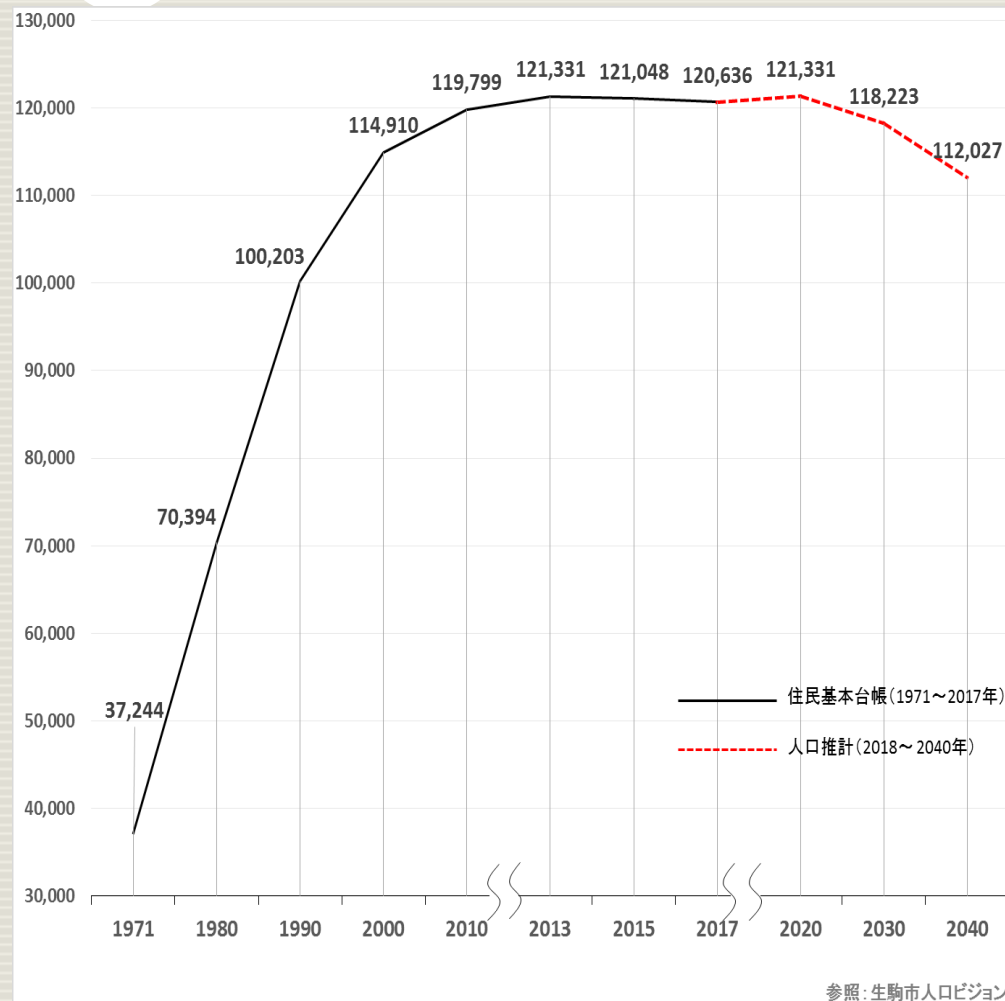
▽議案審査に先立ち、特別委員会による調査の実施

- 市の現状・課題及び行政需要の把握（基礎データの整理）
- 地方自治制度の動向の把握（法制度等の動向の整理）
- 学識経験者の意見把握
- 市民意見の把握（パブリックコメント・市民懇談会）

▽特別委員会での議案審査

市の現状・課題及び行政需要の把握①

- 市制を施行した昭和46年から市の人口は増加してきた。
- 2013年に人口はピーク(121,331人)を迎えた。
- 生駒市人口ビジョンでは2020年以降人口は徐々に減少すると予測されている。



市の現状・課題及び行政需要の把握②



- 議員定数は、市制を施行した昭和46年から24人を維持している。
- 議員1人当たりの人口(平成29年1月1日現在)は5,039人であり、類似団体50団体のうち22番目、奈良県下12市のうち10番目となっている。[\(※資料1参照\)](#)
- 議員1人当たりの市域面積は2.22km²であり、類似団体50団体のうち25番目、奈良県下12市のうち5番目となっている。[\(※資料2参照\)](#)
- 議員1人当たりの基準財政需要額(平成28年度現在)は700,577千円であり、類似団体50団体のうち9番目、奈良県下12市のうち8番目となっている。[\(※資料3参照\)](#)

地方自治制度の動向の把握①



▽平成7年5月に地方分権推進法が成立し、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方公共団体の自主性が求められるところとなる。[\(※資料4参照\)](#)

▽以後、地方自治法が数度にわたり改正され、地方議会においても、その権能が拡大、強化されてきた。[\(※資料4参照\)](#)

- 条例制定権の拡大
- 議員定数の法定定数の廃止
- 国会に対する地方議会の意見書の提出
- 専門的事項に係る調査制度の創設
- 議決事件の範囲の拡大 など

地方自治制度の動向の把握②



地方自治制度の改正を踏まえ、生駒市議会も議会基本条例を制定し、権能の強化など様々な取組を継続的に進めている。[\(※資料5参照\)](#)

《主な取組(改善)内容》

○市民意見の把握・市政への反映・情報の公開

- 市民懇談会の開催(年1回以上の開催を義務化)
- 陳情書・要望書(基準を満たす案件に限る)の委員会での審査
- 本会議・委員会のインターネット中継・録画配信

○行財政の適正運営に向けた監視

- 市総合計画を議決対象とする条例制定
- 決算審査の充実(事業評価に基づく審査・附帯意見の議決)

○政策の立案

- 委員会での政策提案に向けた所管事務調査の実施

廣瀬克哉氏（法政大学副学長）の意見①



議会に期待されること

- 議会は多様な市民を代表する議員が市民に代わって調べ、議論し、決着をつける場。
- 市民感情が反映されるとともに、市民には気付かない問題点に気付きながら議論、決定が行われることが期待される。

《参考：日本の自治体の特徴（国際比較）》

- 日本の自治体は世界一広い範囲の政策についての権限を持つ
⇒議会が議決しなければならない政策の範囲は世界一広い
- 米国の議会ではボランティア議員によるが、議員数の7、8倍の職員がサポートしている。（結果として人件費は高い）

廣瀬克哉氏（法政大学副学長）の意見②



地方自治体のこれからの課題と議会の役割

- 人口減少・高齢化に伴い、税収が減り、社会保障費が増える中で、サービス水準を維持しつつ財政規模を縮小させていくためには、政策マネジメントの転換が必要だが行政だけではできない。
⇒決定権を持ち市民の代表である議会の役割が問われる。

議員に求められる役割

- 行政職員は法制度や予算に従って行動するため、市民感情に合わないこともある。
- 議員には、制度と市民感情を理解した決定が求められる。
制度と市民感情のバランス追求⇒政策判断の質、議員の質を確保

廣瀬克哉氏（法政大学副学長）の意見③



議員定数の考え方

- 生駒市の定数（現在24人）は同規模の他自治体と比べ、特に多くも、特に少なくもない。
- 生駒市の一般会計決算370億円のうち議会活動に係る経費は1%未満で、定数削減により、1%未満の内の数%を削減し、特別会計を含む600億円以上の財政運営のチェックができなくなれば本末転倒。
- 必要な議員数を積み上げて定数を考える必要がある。
 - ▽地域、性別、職業、年代など住民全体を反映できる人数
 - ▽委員会数×委員会に必要な人数（活発な議論には8人以上必要）
- 有効なチェック、行政が不得手な領域での政策づくりには、枠にはまらない人が不可欠⇒これを許容する定数が必要。

市民の皆さんに伺いたいこと



これまでの調査結果をご覧いただいた上で、以下の2つの質問に対してご意見をお聞かせください。**(回答欄に、当てはまる番号とその理由をご記入ください。)**

問1 生駒市議会の活動(市民意見を把握し市政に反映すること、行財政が適正に運営されているか監視すること、政策を立案すること)に満足されていますか？

問2 現在の生駒市議会の議員定数(現在24人)を変えるべきだと思われませんか？

意見の募集期間・意見を提出できる方



- 意見の募集期間

平成30年7月23日(月)～8月22日(水)

- 意見を提出できる方

①市内に住所を有する方

②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

③市内に存する事務所又は事務所に勤務する方

④市内に存する学校に在学する方

意見の提出方法



- 別紙の「意見・情報提出書」([こちらから](#)取得できます)に、「住所」、「氏名」、「意見提出者の区分」を明記し、「ご意見等」に回答の上、次のいずれかで、議会事務局までご提出ください。

①持参②郵送③FAX

なお、市議会及び市ホームページからも直接回答いただけます。

※電話によるご意見には対応することは出来ません。

資料の設置場所



- 以下の場所に資料を設置しています。
 - ①市役所(5階議会事務局、3階市政情報コーナー)
 - ②鹿ノ台ふれあいホール
 - ③北コミュニティセンターISTAはばたき
 - ④図書会館
 - ⑤たけまるホール
 - ⑥コミュニティセンター(生駒セイセイビル内)
 - ⑦南コミュニティセンターせせらぎ
 - ⑧市議会及び市ホームページ

意見の提出先



①持参

生駒市役所5階議会事務局

平日8:30~17:15

②郵送

〒630-0288

生駒市東新町8-38 生駒市議会事務局宛

③FAX

0743-74-9481(生駒市議会事務局 宛)

④ホームページ

<http://www.city.ikoma.lg.jp/gikai/>(市議会のホームページ)

※市議会のホームページからも直接回答いただけます。

いただいた意見への対応



- 提出された意見を取りまとめ、資料の設置場所、市議会及び市のホームページで公表するとともに、今後の議案審査に活用します。
- 個々のご意見に対して、直接個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。
- 提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。